

雄武町人事行政の運営等の状況について

本町の人事行政の運営等の状況について、その公平性と透明性を高めることを目的とした「雄武町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、次のとおり公表いたします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数

①平成19年4月1日採用者数

職種区分	試験採用			選考採用			合計
	男性	女性	計	男性	女性	計	
福祉職	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人
医療技術職	0人	0人	0人	1人	0人	1人	1人
看護保健職	0人	0人	0人	0人	2人	2人	2人

②平成18年度採用者数（平成18年4月1日を除く）

職種区分	試験採用			選考採用			合計
	男性	女性	計	男性	女性	計	
医療技術職	0人	0人	0人	1人	0人	1人	1人
看護保健職	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人

(2) 再任用の状況（平成19年4月1日現在）

再任用職員数	0人
--------	----

(3) 退職者数（平成18年度内）

区分	男性	女性	計
定年退職	1人	0人	1人
勸奨退職	0人	0人	0人
その他	1人	5人	6人

(4) 部門別職員数の状況（各年度4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	増減理由
		18年度	19年度		
一般行政部門	議会	2人	2人	0人	
	総務	27人	26人	▲1人	定年退職職員の不補充 ▲1
	税務	5人	4人	▲1人	人事異動に伴う欠員不補充 ▲1
	民生	23人	22人	▲1人	保育所部門退職職員不補充 ▲2 その他社会福祉施設部門職員補充 1
	衛生	7人	7人	0人	
	農林水産	9人	9人	0人	
	商工	2人	2人	0人	
	土木	9人	9人	0人	人事異動に伴う都市計画部門欠員不補充 ▲1 人事異動に伴う土木一般部門欠員補充 1
	小計	84人	81人	▲3人	

特行部 別政門	教 育	9人	9人	0人	
	小 計	9人	9人	0人	
公 営 企 業 部 等 門	病 院	30人	32人	2人	看護師補充 2
	水 道	4人	3人	▲1人	人事異動に伴う欠員不補充 ▲1
	下 水 道	1人	1人	0人	
	そ の 他	4人	4人	0人	
	小 計	39人	40人	1人	
合 計		132人	130人	▲2人	

(5) 定員適正化の状況

①定員適正化目標

計 画 期 間		平成22年4月1日現在 における数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	7人純減(5.1%減)

②定員適正化計画の年次別進捗状況（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年 ～ 22年 計
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
一 般 行 政	減員	—	5	4				9
	増員	—	0	1				1
	差引	—	▲5	▲3				▲8
	職員数	89	84	81				

(注) 計画期間は平成17年から平成22年までの5年間であります。

【参考】

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年 ～ 22年 計
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
特 別 行 政	減員	—	0	0				0
	増員	—	1	0				1
	差引	—	1	0				1
	職員数	9	10	10				
公 営 企 業	減員	—	1	1				2
	増員	—	1	2				3
	差引	—	0	1				1
	職員数	39	39	40				
計	減員	—	6	5				11
	増員	—	2	3				5
	差引	—	▲4	▲2				▲6
	職員数	137	133	131				

(注) 特別行政部門に教育長を含めております。

(6) 身体障害者の任用状況（平成19年6月1日現在）

任用職員数	3人
-------	----

(7) 女性職員の登用状況（平成19年4月1日現在）

課長等	課長補佐等	係長	主査	係	計
3人	0人	3人	14人	29人	49人

2. 給与の状況

(1) 人件費の状況（平成18年度一般会計決算）

人件費	830,735千円
-----	-----------

(2) 職員給与費の状況（平成19年度一般会計予算）

職員数	給与			費
	給料	職員手当等	期末・勤勉手当	計
94人	381,475千円	43,284千円	157,221千円	581,980千円

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.7歳	342,450円	375,998円
税務職	40.2歳	306,849円	342,680円
医師職	36.5歳	1,266,000円	1,569,580円
看護保健職	37.0歳	291,835円	326,721円
医療技術職	38.5歳	290,196円	318,277円
福祉職	44.6歳	334,367円	346,691円
技能労務職	47.6歳	313,439円	329,634円

(4) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

職種	学歴	初任給	2年後給料
一般行政職	大学卒	165,094円	182,651円
	高校卒	134,248円	142,229円
技能労務職	大学卒	149,186円	162,475円
	高校卒	125,712円	133,181円
福祉職	大学卒	165,094円	182,651円
看護保健職(保健師)	—	206,998円	224,458円
看護保健職(正看)	—	195,552円	205,640円
看護保健職(准看)	—	164,027円	177,995円
医療技術職	大学卒	189,635円	206,901円

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

職種	学歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	—	372,092円	—
	高校卒	209,423円	280,573円	349,976円

※ 一般行政職の未記載箇所及び一般行政職以外の職種は各区分ごと該当者が3名以下のため、省略する。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数
1級	事務補、技術補、主事補、技師補	5人
2級	主事、技師	8人
3級	主査	19人
4級	係長	26人
5級	課長補佐等、課長等	2人
6級	課長等	12人

(7) 昇給期間の短縮の状況（平成18年度実績及び平成17年度実績）

区 分		人 数
平成18年度	職員数	131人
	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数	8人
平成17年度	職員数	136人
	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数	17人

(8) 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

① 期末手当・勤勉手当

期 末 手 当 勤 勉 手 当	1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,623,798円		
	（平成18年度支給割合）		
		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.4月分	0.725月分
	12月期	1.6月分	0.725月分
	計	3.0月分	1.45月分
	（加算措置の状況） 職務の級による加算措置（役職加算）		

② 退職手当

退 職 手 当	（支給率）		
		自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続30年	41.50月分	50.70月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	その他加算措置 定年前早期退職特例措置 1人当たりの平均支給額（平成18年度） 9,963千円（7名）		

③ 特殊勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	4,603,700円
支給職員1人あたりの平均支給年額（平成18年度決算）	255,761円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）	10.8%
手当の種類（手当数）	5種類

④ 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	6,703,530円
支給職員1人あたりの平均支給年額（平成18年度決算）	64,457円
支給実績（平成17年度決算）	5,404,564円
支給職員1人あたりの平均支給年額（平成17年度決算）	48,255円

⑤その他の手当

手 当 名	支給対象職員	支 給 単 価
扶養手当	扶 養 親 族 を 有 す る 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外 6,000 円 ※扶養親族でない配偶者を有する場合は1人目 6,500 円、 配偶者がいない場合は1人目 11,000 円 ・満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に 達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある子 1 人につき 5,000 円加算
住居手当	借家、借間居住者 及び世帯主自宅 所 有 者	<ul style="list-style-type: none"> ・借家、借間居住者 27,000 円まで ・自宅所有者 取得後 5 年まで 6,000 円 それ以降 4,000 円
通勤手当	交 通 機 関 利 用 者 自 家 用 車 使 用 者	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 運賃に応じ支給 ・自家用車使用者 距離に応じ、2,000～16,100 円
管理職手当	管 理 職	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ給料月額に下記割合を乗じる。 課長等 100 分の 9 課長補佐等 100 分の 7 病院長、医師 100 分の 13 看護師長、薬剤師 100 分の 9 看護師副師長、検査技師、放射線技師 100 分の 7

・上記支給実績及び1人あたりの平均支給年額（平成18年度決算）

手 当 名	支 給 実 績	支給職員1人あたり平均支給額
扶養手当	14,910 千円	216,079 円
住居手当	7,446 千円	116,346 円
通勤手当	203 千円	33,883 円
管理職手当	10,590 千円	481,354 円

(9) 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額 等
給 料	町 長 786,000 円 副町長 629,000 円
報 酬	議会議長 280,000 円 同副議長 220,000 円 同委員長 195,000 円 同 議員 180,000 円
期末手当	(平成18年度支給割合) 町 長 4.4 月分 副町長 4.4 月分 教育長 4.4 月分
退職手当	(算定方式) (支給時期) 町 長 12 月につき 5.313 月分 任期終了毎 副町長 12 月につき 3.355 月分 " (通算有) 教育長 12 月につき 2.937 月分 " (通算有)

3. 勤務時間その他の勤務条件状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況（平成19年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休息时间	休憩時間
40時間	8時15分	17時15分	なし	12:00～13:00

(2) 休暇制度の概要（平成19年4月1日現在）

休暇の種類	休暇を与える期間等	有給・無給の別
年次有給休暇	1年につき20日。残日数は20日を限度として翌年に繰り越すことができる。	有給
夏季休暇	7月から9月の期間内において連続する3日の範囲内	有給
忌引の休暇	死亡した者の続柄に応じて、1日から7日の範囲内	有給
法要の休暇	配偶者及び1親等の血族に限り1日	有給
結婚の休暇	5日以内	有給
配偶者出産の休暇	2日以内	有給
妊娠通院の休暇	妊娠23週まで4週間に1日。妊娠24週から第9月末まで2週間に1日。10月から分べんまで1週間に1日。	有給
育児参加の休暇	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当と認められるとき 当該期間内における5日	有給
産前産後の休暇	分べん予定日前6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)以内に出産する予定である女子職員が出産の日までに申し出た期間。 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間。	有給
育児の休暇	生後1年に達しない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に1日2回それぞれ45分以内の期間。	有給
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、一の年において5日。	有給
骨髄移植休暇	骨髄液の提供希望者として登録の申出又は骨髄液の提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は必要な期間	有給
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合に、一の年において5日の範囲内の期間。	有給
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間。	有給
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間。	無給
組合休暇	1年において30日の範囲内で、職員団体の業務又は活動に従事する期間。	無給

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成18年度実績）

総付与日数	総使用日時数	対象職員数	平均取得日時数	取得率
5,072日	1201.5日	131人	9.2日	23.7%

(4) 育児休業の取得状況（平成18年度）

区 分	男 性	女 性	計
育児休業の承認件数	0件	2件	2件
育児休業期間延長の承認件数	0件	0件	0件

(5) 介護休暇の取得状況（平成18年度）

区 分	男 性	女 性	計
介護休暇の承認件数	0件	0件	0件

4. 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成18年度）

区 分	降 任	免 職	休 職	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	3	0	0	3
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数（平成18年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
法令に違反した場合	0	0	1	0	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

5. 服務の状況

(1) 職務専念義務免除の概要

- ・ 研修を受ける場合
- ・ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・ 上記のほか、任命権者が定める場合（特例）
 - ① 伝染病予防法（明治30年法律第36号）の規定による交通遮断又は隔離により、勤務が不可能となった場合
 - ② 風、水、震、火災その他の非常災害による職員の現住居の滅失又は破壊の場合
 - ③ 風、水、震、火災その他の非常災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合
 - ④ 交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務が不可能となった場合
 - ⑤ 証人、鑑定人及び参考人として官公署の呼び出しに応ずる場合
 - ⑥ 選挙権、その他の公民として権利を行使し、義務を履行する場合
 - ⑦ 町の特別職としての職を兼ね、その職に関する事務を行う場合
 - ⑧ 職務に関連する国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に関する事務を行う場合
 - ⑨ 町の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
 - ⑩ 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受け講演、講義を行う場合
 - ⑪ 職務上の教養を目的とする講習会、講演その他これらに類するものであって、国、道、町又はその他の地方公共団体、学校が行うものに参加する場合
 - ⑫ 職務遂行上必要な国又は地方公共団体の実施する競争試験その他の試験を受ける場合
 - ⑬ 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第49条の2第1項の規定により不利益処分について不服の申立てをし、及びその審理に出頭する場合
 - ⑭ 法第55条第11項の規定による不満の表明又は意見の申出をする場合
 - ⑮ 前各号に掲げるもののほか、町長が特に認める場合

6. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成18年度）

研 修 名	実 施 主 体	期 間	人 数
管理能力研修	北海道市町村職員研修センター	2日	1
指導能力研修	北海道市町村職員研修センター	2日	3
地方自治法研修	北海道市町村職員研修センター	2日	2
町村監督者研修	網走支庁管内町村会	3日	2
法務（応用）研修	網走支庁管内町村会	2日	2
法務（基礎）研修	網走支庁管内町村会	1日	2
町村中級職員研修	網走支庁管内町村会	3日	2

(2) 勤務成績の評定の状況（平成18年度）

評 定 の 回 数	1回
評 定 の 時 期	1月
評 定 の 対 象 人 数	13人

7. 福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業の状況（平成18年度）

区 分	受診職員数
健康診断	44人
総合健診（30歳以上隔年、40歳以上全職員）	84人

(2) 親睦会等への補助金（負担金）状況（平成18年度）

区 分	金 額
役場親睦会補助金	0千円
病院互助会補助金	0千円
北海道市町村職員福祉協会負担金	1,756千円

(3) その他福利厚生事業の状況（平成18年度）

事 業 内 容	職員数
雄武町職員永年勤続表彰	2人